

平成29年5月 木更津市教育委員会臨時会議 会議録

1. 日 時 平成29年5月29日（月） 午後1時00分～午後2時10分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫

委員 武井 紀夫

委員 長谷部理絵

委員 吉田 一雄

委員 渡部 佳子

職員

教育部長 堀切 由彦

教育部次長兼教育総務課長 岩埜 伸二

教育部参事兼施設課長 勝畑 成一

教育部参事兼学校教育課長 河野 勝

教育部参事兼文化課長 山口 玲子

教育部参事兼図書館長 渡邊 雅夫

教育部参事兼中央公民館長 石井 一彦

学校再編課長 岡田 正浩

学校給食課長 真戸原裕二

生涯学習課長 秋元 淳

まなび支援センター所長 齊藤 毅人

学校給食センター所長 地曳 俊雄

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

（会議事務局）

教育総務課主幹 平野 和彦

教育総務課主事 萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名（非公開議案なし）

5. 議 案

議案第19号 木更津市社会教育委員の委嘱について

議案第20号 木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針について

議案第21号 木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

6. 報告事項

報告第4号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案（平成29年度教育費6月補正予算案）について

7. 議事大要

## ○高澤教育長

定刻となりましたので、平成29年5月教育委員会臨時会議を開催いたします。

会議録署名人には、吉田委員にお願いいたします。

また、前回5月の定例会議録につきましては、長谷部委員と私が確認し、それぞれ署名をいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第19号「木更津市社会教育委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

## ○岩埜教育部次長

議案第19号「木更津市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。

本議案は、欠員の生じている木更津市社会教育委員について、社会教育法第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により議決を得ようとするものでございます。

新たに委嘱を予定している候補者は、3月及び4月の定例会議において選考中となっておりました木更津市立公民館運営審議会の推薦者で、任期は平成29年6月1日から平成31年3月31日となります。

3ページをご覧ください。議案参考資料といたしまして、新たに委嘱を予定している候補者及び以前に議決いただきました在任委員の名簿を登載させていただきましたので、ご参照願います。

説明は以上でございます。

## ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第19号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第20号「木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

## ○岩埜教育部次長

議案第20号「木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料4ページをご覧ください。

本議案は、平成28年11月に一部を変更いたしました「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を受け、緊急の課題となっております人口急増地区にあります真舟小学校、木更津第二中学校、清川中学校の通学区域の見直しを行うために策定しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第1号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別冊「木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針」の1ページをご覧ください。

本方針は、「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」において、隣接する学校との通学区域の見直しを行うとされている真舟小学校、木更津第二中学校、清川中学校の通学区域における基本方針でございます。教育委員会におきましては、基本方針の策定にあたり、昨年11月7日に学識経験者・保護者・地域住民などの代表で構成される木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会を立ち上げ、通学区域の見直しについて諮問し、4回の審議の後、本年2月16日に答申をいただきました。

それでは、本方針の内容につきまして、概要をご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。小学校の通学区域見直しの考え方についてでございますが、「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」において、小学校の適正規模は、12学級から18学級と定めております。しかしながら、真舟小学校の規模は平成28年5月1日時点で24学級となっており、今後も大規模化が予想されることから通学区域の見直しの必要があると判断いたしました。

3ページをご覧ください。真舟小学校の通学区域に関しましては、平成26年4月に開校するにあたり、既に通学区域の見直しを行った区域であるため、今後、使用収益が開始される請西千束台特定土地区画整理区域を請西小学校へ編入することといたします。実施時期は平成29年7月、対象の学年は全学年といたします。ただし、通学区域変更後においても真舟小学校には教室不足が見込まれるため、鉄骨造校舎を増設することといたします。

続きまして、4ページをご覧ください。中学校の通学区域見直しの考え方についてご説明いたします。中学校の適正規模は、「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」において、9学級から18学級と定めております。平成28年5月1日時点では、見直し対象となります木更津第二中学校、清川中学校ともに適正規模となっておりますが、今後、木更津第二中学校は平成32年度以降、清川中学校は平成31年度以降に教室数の不足が見込まれております。

5ページをご覧ください。新たな通学区域でございますが、木更津第二中学校については、請西東6丁目から8丁目及び請西南2丁目から4丁目の区域を太田中学校へ編入いたします。なお、この変更により、太田中学校の教室不足が見込まれる場合は、鉄骨造校舎を増設することといたします。また、清川中学校については、清見台東3丁目、菅生（市立東清小学校通学区域を除く）、清川1・2丁目の区域を木更津第三中学校へ編入いたします。この変更により、祇園小学校の児童全員が木更津第三中学校へ通学することとなります。実施時期については、両校ともに平成31年4月から新第1学年より順次行うことといたします。

最後に、7ページに新たな通学区域の施行にあたり配慮する事項といたしまして、「安全対策の徹底について」、「通学区域外就学の柔軟な対応について」、「教育環境の充実について」

の3点を挙げさせていただきました。

なお、通学路につきましては、今後、通学路設定協議会での協議を経て決定されることとなります。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

#### ○吉田委員

小学校の通学区域で変更となっております、請西千束台特定土地区画整理区域については実施時期が平成29年7月とあと2ヶ月ない状況ですが、年度の途中で変更することについて問題はないのでしょうか。

#### ○岩埜教育部次長

本区域につきましては、現状、開発中の区域となりまして、平成29年9月にまち開きが予定されていると伺っております。このまち開きの前に変更をいたしまして、新しく入居する方を請西小学校の通学区域とするものでございます。

#### ○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第20号「木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第21号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○岩埜教育部次長

議案第21号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料5ページをご覧ください。

本議案は、幼児教育の振興を図る観点から私立幼稚園への就園に伴い、保護者の所得状況に応じた経済的負担を軽減するため、国の基準に従い、入園料及び保育料を減額または免除した場合に、私立幼稚園の設置者に対して、その減額または免除分に相当する額を就園奨励費として交付する補助金でございます。

本件は、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条第3項による平成29年度に係る国庫補助限度額の通知に基づき、国の基準に合わせ木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正するものでございます。

議案資料6ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正内容につきましては、第3条関連の別表第2におきまして、市民税が非課税の世帯、または市民税の所得割が非課税の世

帯となります。B階層の在園中の第2子の補助金額及び市民税の所得割が基準額以下の世帯となります。C階層の在園中の第1子及び第2子の補助金額、並びにひとり親世帯等の第1子の補助金額を表のとおりそれぞれ増額するものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用するものであります。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

#### ○長谷部委員

改正後、金額がそれぞれ増額されておりますが、この増額に関する基準等はあるのでしょうか。

#### ○河野教育部参事兼学校教育課長

こちらの金額については木更津市独自の基準を持っているわけではなく、文部科学省から幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助限度額の変更が通知され、それに従い市の要綱を改正したものとなります。

#### ○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第21号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第4号、臨時代理の報告について「市議会の議決を要する事件の議案（平成29年度教育費6月補正予算案）について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ○岩埜教育部次長

報告第4号、臨時代理の報告について「市議会の議決を要する事件の議案（平成29年度教育費6月補正予算案）について」ご説明申し上げます。

議案資料8ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

9ページをご覧ください。6月市議会定例会に提案する教育委員会に係る平成29年度6月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、12ページのとおり平成29年5月19日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、6月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。

そのため、10ページにございますとおり5月22日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る6月補正予算案の概要につきましてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳出といたしまして当初予算額・補正前予算額43億8,954万2千円であったところ、50款 教育費を450万円増額し、総額を43億9,404万2千円にしようとするものでございます。

それでは、歳出の補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。15項 中学校費、5目 学校管理費、説明欄1 学校維持管理運営費の(1)中学校管理用備品購入費100万円につきましては、平成29年3月27日、安房運輸株式会社より清川中学校への寄附申出があったことにより、体育館緞帳の購入費として増額するものでございます。

続きまして、30項 保健体育費、20目 学校給食費、説明欄1 給食施設費の(1)給食センター整備事業費350万円につきましては、平成23年3月11日の東日本大震災に起因する学校給食センターの天井・床等の亀裂の修理費用として増額するものでございます。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

別紙参考資料「平成29年度教育費6月補正予算案【要求額との比較】」を確認すると、25項 社会教育費、5目 社会教育総務費の3,464万7千円について予算がついておりませんが、そちらの経緯を説明いただけますか。

#### ○岩笠教育部次長

本予算につきましては、富来田資料庫の解体費となります。防水シートが破損しており、至急対応したいということで補正予算を要求いたしました。緊急性を認めていただかずゼロ査定となりました。復活要求についても行いましたが、財政課の現地視察により、今回は見送りとなりました。現状、教育部で簡易的な対処を行う方向となりますが、今後は基本計画にも位置づけながら平成30年度当初予算で対応したいと考えております。

#### ○高澤教育長

ほかにこの件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

<質問・意見なし>

ほかになければ、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

#### 【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・社会教育施設の耐震診断について

説明：勝畑教育部参事兼施設課長

- ・木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示につ

いて

説明：河野教育部参事兼学校教育課長

- ・木更津市立小中学校統合準備会設置要綱の制定について

説明：岡田学校再編課長

- ・通学区域の見直しに関わる保護者説明会結果について

説明：岡田学校再編課長

- ・第8回図書館職員による「大人のためのおはなし会」等の開催について

説明：渡邊教育部参事兼図書館長

### ○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

### ○吉田委員

先日5月26日に参加しました関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会につきまして、文部科学省より総合教育会議・教育委員会会議・教育委員会制度等の話がありました。教育委員会会議等につきましては議事録の公表が義務付けられておりますが、完成度の荒い市町村もあると聞き及んでおります。そのような中、木更津市では毎回丁寧に会議録の作成や各公表等をしており、きちんと運営できていると感じております。

一方、研修のアンケート項目の中に施設訪問の件がございまして、2・3年前はよくありましたが、最近行くことがなくなったと思われまます。また各施設の職員等のお話を聞く機会があるかといった項目もございました。お忙しい中だとは思いますが、事務局には施設訪問の場の設定をいただき、また教育委員としては積極的に参加していければと考えております。

また会場が大和市でしたが、大和市では教育委員会が独自のパンフレットを作っておりまして、その中に「教育委員に手紙を書く」といった取組があり、市内各所に専用の封筒を置いているそうです。このように積極的に意見を聴取していく姿勢を見せるというのもまた重要なことなのかと感じましたので、ご報告させていただきます。

### ○高澤教育長

施設訪問については、今後また検討させていただきたいと思ひます。

また、5月26日の件がございましたので、5月23日に同じくありました平成29年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別講演会につきまして、簡単にご報告させていただきます。こちらに関しても文部科学省の方がお見えになり、10年に1回となります学習指導要領の改訂の話がございました。現在準備が進められており、平成32年に小学校、平成33年に中学校、平成34年に高校と改訂されることとなります。

とりわけ小学校においては英語が追加されること、また、道徳が「特別な教科」として新たに追加されること等の説明があり、今後のスケジュール等が示されました。

### ○高澤教育長

ほかになければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

**○事務局**

次回、6月の定例教育委員会会議につきましては、6月23日（金）午後1時から、市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

**○高澤教育長**

以上をもちまして、平成29年5月教育委員会臨時会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員